

《食品衛生管理の徹底を図るため 「食品等の年末一斉取締り」を行います》

年末は、多種類の食品が短期間に大量に流通するほか、ノロウイルスによる食中毒も発生しやすい季節です。

このため、スーパーマーケット、旅館等の食品を取り扱う施設を対象に、県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行い、適切な衛生管理がなされているか点検を行います。

また、流通食品の安全性を確保するため、店頭から食品の抜き取り検査を実施します。

1 実施期間

令和元年（2019年）12月2日（月）から12月27日（金）まで

2 実施機関

県内 10 保健福祉事務所（保健所）

3 実施方法

（1）施設に対する立入検査

ア 重点施設

スーパーマーケット、旅館、仕出し屋、弁当屋、給食施設等

イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示（期限表示等）の確認等

（2）食品の抜き取り検査

ア 対象食品

食肉製品、魚介類加工品、冷凍食品、牛乳、野菜・果実等

イ 検査項目

微生物（大腸菌群、一般細菌等）

食品添加物（保存料、着色料、発色剤等）

残留農薬等

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp）
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口

○ 参考資料

平成30年度（2018年度）の年末一斉取締りの実施結果

（1）立入検査結果

立入検査施設数	指導件数	指導件数の内訳
2,095施設	484件	・許可を要する営業施設 : 460件 ・許可を要さない営業施設 : 24件

（2）食品の抜き取り検査結果

検体数	不適件数	不適内容
208件	1件	・魚介類の規格基準違反 : 1件

○ その他

保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てていますので、お問い合わせください。

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106